

平成25年第17回教育委員会定例会

開会年月日 平成25年9月9日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 外松和子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第36号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

平成25年第三回練馬区議会定例会提出議案について
平成24年度歳入歳出決算について
債権放棄の報告について
練馬区教育委員会非常勤職員の処分について
登下校時における児童・生徒の安全確保について
練馬区立少年自然の家の臨時休館について
平成26年度入学中学校選択制度の実施について
平成24年度練馬区立小中学校におけるいじめおよび不登校の状況について
適応指導教室入室者および教育相談室の不登校相談件数について

都営上石神井アパートの建替に伴う上石神井保育園改築工事のスケジュールの変更について
「待機児童解消加速化プラン」への参加について
練馬区小規模保育事業（スマート保育）の実施について
平成25年度「練馬子ども議会」の開催結果について
その他
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 0時05分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之

委員長

ただいまから、平成25年第17回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方がお一人おいでになっている。よろしく願います。
では、本日の案件は、議案1件、陳情4件、協議1件、教育長報告14件である。

(1) 議案第36号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定について

委員長

初めに、議案である。
議案第36号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定についてである。
それでは、この議案の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

天沼委員

委員名簿であるが、(2)の事業主を代表する者2名であるが、両者とも経済産業分野の方で、子供関連分野の事業主ではない。ほかにも健康、スポーツ、食品、栄養など、さまざまな分野があると思うが、選定に当たってどのような事業主が候補となって、この2名が選ばれたのか、その理由をお聞かせいただきたいと思う。

子育て支援課長

(2)の事業主を代表する者ということで2名の方を選出したところである。今回の子ども・子育て支援法の前に、次世代育成支援対策推進法があり、その中で、次世代育成支援行動計画の推進協議会を区として立ち上げている。この協議会については、少子化の進む中で、今後の子供の育成について、事業主、産業界も含めて子育て支援に取り組んでいくという眼目があった。このような事業者の連合団体にご意見をいただき、そのような取り組みに資していただくということで、この前段の次世代育成支援推進協議会では、この団体から委員を選んでいただいたところである。

今回、子ども・子育て支援法に関しても、そのような観点から議論をいただくことも1つ目的として含まれているため、前回の次世代育成支援推進協議会のメンバーに引き続き、この事業主の団体から委員をお選びいただき、今回もそのような目的で議論をしていただくという観点から選ばせていただいたところである。

天沼委員

わかった。

委員長

よろしいか。ほかの方、ご意見、ご質問があったらお願いします。

安藤委員

保護者5名が公募ということであるが、この5名のお子さんの年齢の幅を簡単で結構なので教えていただきたい。

子育て支援課長

今回、委員の選定に当たって、子供の保護者について、5名以内ということで資料にあるとおり選ばせていただいたところである。

その中でも、今回の子ども・子育て支援事業計画で反映するサービスの区分に沿って、5名の方を選ばせていただいたところである。その区分であるが、まず1つが幼稚園に

通っている児童の保護者。それから、2つ目が保育施設に通っている3歳児以上の児童の保護者。3つ目が保育施設に通っている3歳未満の児童の保護者。4つ目が幼稚園にも保育施設にも通っていない、在宅で子育てをしている未就学児童の保護者、5つ目が小学校に通っている児童の保護者、このような区分で5名を選ばせていただいたところである。1番の川本さんについては、保育施設に通っている3歳児以上の保護者である。2番の高口さんについては、幼稚園に通っている児童の保護者。3番の佐藤さんについては、保育施設に通っている3歳未満の児童の保護者、4番目の森さんについては、在宅で子育てをしている未就学児童の保護者。5番の若松さんについては、小学校に通っている児童の保護者ということで選定させていただいているところである。

委員長

ありがとう。

天沼委員

今、保護者の方々のご紹介いただいたが、この中でお子さんが障害児であるという方はおられるか。

子育て支援課長

今回、そのような区分で選定したものではない。(3)の子ども・子育て支援に関する事業に従事する者という中で、1番の里中さんについては、練馬手をつなぐ親の会という障害者の団体からご推薦をいただいた委員である。そのような意見については、この方からいただきたいと考えているところである。

天沼委員

わかった。

外松委員

関連して、(3)のこの事業に従事する方たちが、このような中からの選定方法をもしよろしかったら教えていただきたいと思う。

子育て支援課長

選定方法であるが、(1)については、保護者ということであり、公募でやらせていただいた。

それから、(2)から(5)まで、関係する団体から推薦いただき、その推薦に基づき選定させていただいたものである。

委員長

ほかにご質問、ご意見あるか。よろしいか。今、お聞きすると、大変バランスをとりながら選定させていただいていると思う。これは承認でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第36号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

議案第36号については、「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。継続審議中の4件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。この協議案件は本日で5回目の協議となる。

本日は、「教育相談の充実」のテーマと、「保育サービスの充実」のテーマ、それぞれについて資料が提出されている。まず前回に引き続き、「教育相談の充実」のテーマについて審議する。また、このテーマについては、報告の番と番に関連するものであるのであわせて行う。それでは資料の説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

ただいま、資料に基づいて教育相談の充実のテーマに関する事業の説明があった。それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。追加の資料要求などもあれば、そのときに伺いたいと思う。よろしく願います。

天沼委員

いじめおよび不登校の状況についてであるが、小学校65校でいじめを認知した学校が57校、中学校34校でいじめを認知した学校が30校である。認知件数も多く、また認知校も増加の傾向にあるということだが、一方で、解消件数も一定の解消が図られたが継続支援中というものを含めると、小学校では271分の259、95.6%が解消に向かう、もしくは解消している。中学校も257分の251、これも計算すると97.7%が解消もしくは解消途上にあるということで、結果として見ていくと、対策の効果が出てきているという印象を持った。

それから、小学校の中高学年から、中学校の低学年、特に中学校1年生の男子のところが多くなっているというご説明であったが、この時期というのは、メディアの影響もあると思うが、自我意識が発達して、特に男子を取り巻く人間関係に力、暴力という部分が見られるのではないか。読み物にしても、格闘シーンが多いものがある。女の子が読む漫画などには出てこない場面が多々ある。そういうものから弱い者いじめというようなものに比較的許容度は高くなっている時期であると思った。

それから、いじめ発見の情報についてである。今回アンケートを始めたわけであるが、非常に有効な方法であると思った。その中で、学級の担任からの認知という報告もあったが、その次に、本人からの訴え、大きくはアンケートにより発見となっている。これが、隠されたり、抑えられたり、よく言われる隠蔽のようなことがないように今後も注意して継続していただきたい。また、担任、保護者、ほかの児童・生徒から情報が伝わってくることも多いようである。そのようなことが有効に機能しているということが、今回の調査ではっきりした。

委員長

ほかの方がいかがであるか。

外松委員

このアンケートを実施したことによって、いじめの状況が見えてきた。アンケートの効果は、非常に大きいものがある。特に、別紙1の裏面を見ると、4番のいじめ発見の

きっかけの内訳等が出ているが、今は、いじめの仕方に巧妙な部分もあり、発見が難しい現状があるが、やはり学級担任が発見したり、学校の現場の職員が発見したりということが多い。このアンケート調査から、非常に多くのことが見えてくる。アンケートの分析が非常に大切であると感じる。また、アンケートによって学校の取り組みが明確になっているので、このアンケート調査は、定期的に行っていく必要があると思う。

安藤委員

いじめの件数が増えていることは、残念ではあるが、メディア等で取り上げられる中で、子供自身がこういうこともいじめであるという認識が深まったと捉えられるのではないかと思った。また、本人からの訴えもとても増えている。悩みを訴えられる場所が充実してきていると思った。

心配というか、気になったことは、当該児童・生徒の保護者からの訴えというところが小学校も中学校も減っている。これは、保護者の方々がとても忙しく、すぐに気づかないということも考えられる。語弊があるかもしれないが、そういった方々に、お子さんをよく観察するような啓発をしていくことも必要であると思った。

それから、いじめの態様についてであるが、金品をたかられたり、おどされたり、盗まれたり、危険なことをされたりということよりも、冷やかしゃ、からかい、仲間外れ、軽くぶつかられるなどという軽度と言うか、いじめられているお子さんにとっては辛いことであるが、いじめている側は、悪意がないという場合もあるので、その経過をしっかりと見ていく必要があると思う。

外松委員

関連して、この5番のいじめの態様についてだが、冷やかしゃ、からかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする、これらの数はそれほど多くないが、前年度と比べると約2倍になっている。特に、ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりということは、前年と比べると3倍になっているし、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりするということは、約6.5倍となっている。このように、いじめの態様が資料からはっきりと浮き彫りになっていると思う。アンケートから見えてくる、こういう子供たちの現状をしっかりと捉えて対応をしていく必要があると感じた。

また、アンケートを実施するということは、まとめたり、分析したりということに、非常に多くの労を要することで大変だと思うが、アンケートから非常にさまざまなことが見えてきて発見される。このアンケートは定期的に行う必要があると痛感した。

それと、その下の嫌なことや、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させたりするという区分があるが、これも件数は非常に少ないが、前年度と比べると非常に増えている。小学校は1件から6件であるし、中学校も2件から5件と非常に増えている。その内容が、人権を無視する悪質なものでなければよいと危惧している。

委員長

ほかにご意見あるか。よろしいか。各委員がおっしゃっていたように、アンケート調

査による取り組みは、学校の意識を大変高める働きもあり、気づきにくい、本人だけが悩んでいるいじめを吸い上げるという効果も大変大きいということが、このデータからわかると思う。いじめの早期発見や、早期解消、早期対応を図るためには、今後もアンケート調査等の取り組みを継続的に、定期的に行っていく必要があるということをも感じている。

また、先ほど、教育指導課長からお話があったように、練馬はいじめ対策基本方針をしっかりと定めている。この基本方針に基づき、24年度は、大きく改善が図られているようである。今後もしっかりと対応していただきたいと思う。

天沼委員

今、いじめの対応について、さまざまなご意見があったが、ちょっとした悪口を言う程度のものから、金品をたかられたり、盗まれたりと刑法犯に触れるもの、あるいは、嫌なこと、恥ずかしいことをされたり、させられたりという人権問題にもなると思われるものがある。学校だけの対応では難しく、担任の先生だけにお任せするということになると、負担も大きい。したがって、時には地域の方、警察、児童相談所などさまざまなところとの連携を図りながら対応していかなければならないということがわかった。幸い、今のところ順調に、解消に向けて、区の取り組みが効果を上げているということであるが、このような非常に重大なケース、犯罪になる行為に対しては、関連機関との連携を密にしていかなければ解消が図れないのではないかと思った。

安藤委員

アンケートを継続していくということについてである。アンケートを実施することにより、実態を把握したり、対策を講じたりということはもちろんであるが、このアンケートの中に出てくる文章で、いじめられている子が、僕は、こういうことをされているから、いじめられているということが認識できたり、思い出すことができる。あわせて、いじめている子、からかっている子が、自分のやっていることはいじめとして認められない、やってはいけないことだということに気づくということがあると思う。そのようなことからアンケートは定期的実施する必要があると思う。

委員長

アンケート調査が大変有効であるというご意見が各委員から出たと思うが、そのほかにまだあるか。

外松委員

不登校の状況からであるが、先ほどと同じ資料10の別紙2である。先ほど、教育指導課長から、非常に丁寧にご説明いただいて、不登校は、現在、さまざま要因が複雑に絡んでいて、初期対応がとても大事だということを知った。具体的には、欠席が3日続いたら即対応するというのを伺って、大変心強いと思った。2番の学年別内訳の表を見ると、小学校も中学校も学年が上がるごとに人数が増えている。前年度不登校だった

子供が、次年度もそのまま不登校になってしまうとすると、学年が上がって新たに不登校となった子供たちが出て、学年が上がるごとに人数が増えていくという現状が読みとれる。先ほどのお話のように、初期の対応が大変重要である。その後、不登校が続いてしまわないようにするためには、初期対応にかかっているのではないかと思う。全職員に初期対応が大変重要であり、具体的にどのような対応をとると不登校を少なくすることができるのか、今後しっかりと力を入れていく必要があると思う。

委員長

話を不登校に移していきたいと思う。

天沼委員

先ほどの資料の不登校の児童・生徒数についてであるが、小学校が100台で、中学校が400台である。中学校で出現率が高く、どちらも高学年が高くなっている。指導の結果、登校できるようになった児童・生徒は、小学校が28%、中学校が20%、中学生のほうがやや困難な状況にある。そして、そのきっかけは、小学校も中学校も友人関係である。あるいは中学生の場合は、学業不振や、親子関係という、人間関係の中で不登校が始まったということである。本人にかかわる問題が最多であるが、このような児童・生徒に対してどのように働きかけたらよいかということ、考えていかなければならない。

指導の効果が上がった内容は、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員、家庭への直接的な働きかけということであるが、そのとおりだと思う。8月26日にいただいた、学校のスクールカウンセラーの23年、24年度の実績や相談状況によると、一番多い相談内容が、話し相手という区分となっている。スクールカウンセラーが、子供の相談相手になってあげるということだが、これは、子供たちの相談に乗ってくれる人がいないということである。今後どのようにしていくべきであろうか。

そこで1つ提案させていただきたい。学校の中、あるいは子供たちの周辺で新しい友達づくりプロジェクトというものを立ち上げてみてはどうだろうか。相談を受けられない、相談していない人数がこのように多い状況であるので、その部分への働きかけがなければ、対策が行き詰まってしまうように思う。親友関係というところまではいかないかもかもしれないが、そのような関係があれば、有効に機能するのではないか。カウンセラーに相談相手を求めるという2,000件を超える実態があるので、このような提案をさせていただいた。

委員長

ほかにご意見、ご質問あるか。今、天沼委員からスクールカウンセラーの話が出たので、それに関連してお話したいと思う。心のふれあい相談員は、小中学校全体で年間約2万3,000件の相談があり、スクールカウンセラーは、小中学校全体で年間約2万6,000回の相談がある。大変よく活用されていると言える。どちらも身近な相談相手として、存在価値が認められ、制度が定着していると思う。今、いじめや不登校の対策として、大変活用されていることがこのデータからわかる。今後、いじめや不登校の防

止や解消に向けて、さらに、質や量の充実を図る必要があると思っている。また、教員の相談が増加している点については、児童・生徒に対する理解が深まり、指導の充実が期待できるので望ましいことだと思っている。

では、もう1回、不登校の話に戻したいと思う。

天沼委員

適応指導教室と、教育相談室の不登校の相談件数についてよろしいか。

委員長

では、関連すると思うので、どうぞ。

天沼委員

最近の傾向を見ると中学生の入室者がやや減少しており、小学生が若干増加している。もとの人数から言えば、利用者数増を目指し、学校との連携をもう少し図っていったほうが良いと思う。それから、教育相談室の相談件数もかなり多いが、そのうち不登校相談の件数は400件で、全体の約4分の1弱を占めており、教育相談室における重要な相談項目となっていると思う。そして、延べ回数が多いということは、再来している子供が多いことをあらわしているのではないかと思う。一度訪問すれば、いろいろなことを話し合うことができるし、比較的、行きやすいところであるということの子供たちは感じているのではないかと想像する。だから、このような場を利用するきっかけをどこかでつくってあげなければならない。このような場所があるということを学校で紹介するなど、さらに働きかけをしていかなければならない。

総合教育センター所長

適応指導教室の入室者数である。学校との連携については、これまでも学校への訪問などを中心に強化して、入室相談のきっかけをつくりたいと努めてきた。こちらの資料の数値は、結果として入室に至ったということである。例えば教育相談室につながったり、集団に入っていくということで、相談に留まり、入室まで至らなかったりというケースもある。ただいま、ご指摘いただいたところを含めて、一層の連携を図って、適応指導教室が必要な子供に対して働きかけを行いたいと思う。

教育相談室のきっかけづくりであるが、学校に対して、教育相談室があることをご紹介する機会を多く持っている。また、パンフレットを使い、子供、学校、教員、このような方々にも、適応指導教室の取り組みを伝えている。

委員長

よろしいか。

天沼委員

はい。

委員長

ほかにご意見あるか。

先ほど教育指導課長のご説明にもあったが、不登校の資料の5番目にある不登校となった直接のきっかけを見ると、その他本人にかかわる問題が非常に多くなっている。このことからわかるように、不登校の原因や要因の特定は大変難しいし、個々によりさまざまであることがよくわかった。

また、資料の6番の指導の結果登校するようになった児童・生徒に特に効果があった学校の措置を見ると、学校のどのような指導が一番効果的であったかということよりも、学校全体の共通理解や学校全体での指導、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員の専門的な相談、家庭への働きかけ、総合教育センターとの連携等々、多様なかわり方が大切であることが読み取れると思う。また、学校は多様なかわり方を大変苦労してやっていることが、この資料からよくわかった。

以上のことから、学校は児童・生徒、個々の状況に応じた多様なかわりを学校全体で継続的に進めることが大切であると思う。また、教育委員会は、教育相談体制の充実をはじめ、できる限り学校に対する支援を行う必要があると思う。これから設置される学校教育支援センターの活動に大いに期待したいと思っている。

不登校に関連して、適応指導教室について、前回の意見に追加したいことがある。適応指導教室は、平成15年から、通室はできるが集団に入れられない子供に対して、心理相談員による個人面談を実施して、段階を踏んだ適応指導の工夫が図られていることは、大変よいことだと思う。今後、さらに個々のニーズに応じた適応指導を工夫していただきたいと思う。2点目としては、平成23年から、不登校支援担当相談員を配置したことは、不登校児童・生徒に、より積極的に支援をする活動として、大変意味が大きいと思う。学校との連携が一層深まると思う。今後、さらに活動内容を充実させてほしい。3点目としては、練馬区は、適応指導教室の入室率が他区に比べて大変高いと言われていたが、保護者の判断だけで入室の申し込みが容易にできるシステムであるため、学校の紹介以外の情報で入室しているケースも多いと思う。このシステムは、利用者にとっても、入室率を高める上でも、よいシステムであると思っている。

他に意見がないようであれば、もう少し意見させていただいてよろしいか。

ネリマフレンドについても、前回話があったが、自宅に引きこもりがちの不登校児童・生徒に対して、ネリマフレンドが訪問してかわりを持つことは、大変大事なことであると思う。ネリマフレンドの制度の利用がやや少ない状況となっているので、有効活用されるよう、働きかけ等の工夫が、今後一層必要ではないかと思っている。

天沼委員

この前、適応指導教室への入室は、保護者の判断に委ねられるということだった。今ご指摘のネリマフレンドについても、保護者がネリマフレンドの派遣を希望するものという条項が入っており、保護者が希望しなければ、派遣されないことになる。そもそも引きこもりがちであるので、他人が家に来ることを望まないと思う。この条項は、ネリマフレンドの派遣を狭めてしまうような条項ではないかと思う。

委員長

私は、逆にネリマフレンドの存在が、十分に周知されていないと思っている。確かに、家庭に入るので、家庭の了解なしには派遣できないと思う。周知が少し足りないと感じているが、その辺はいかがか。

教育指導課長

ネリマフレンドについては、保護者の了解を得なければならない。家庭に入って子供の指導に当たるといことで、家庭に協力していただけない部分もある。

それと、ネリマフレンドの派遣については、児童・生徒と同性のネリマフレンドを派遣しており、家庭内でできるだけ子供に話しかけたり、子供の状況を聞き取ったりしながら、少しでも子供が学校に登校できるような働きかけを行っているところである。

周知については、スクールカウンセラーや、心のふれあい相談員の制度を学校、管理職、担任等に伝えているところだが、ネリマフレンドよりも、まずは適応指導教室という考えが多いようである。

委員長

ほかにご意見、ご質問あるか。

安藤委員

今の説明についてだが、ネリマフレンドよりも適応指導教室にというのは、どういったことか。

教育指導課長

ネリマフレンドは、家庭にこもってしまう子供を対象にしているので、家庭にネリマフレンドが来て、そこで指導することになるが、やはり登校を視野に入れると、家から少し外に出す必要がある。家が居心地よく、家で好きなことをやってしまうよりも、外に出て、適応指導教室等で指導を受け、ほかの子供とのかかわりを持つことを、保護者が希望されているということである。

安藤委員

わかった。ありがとう。

委員長

ほかにご意見あるか。

外松委員

前に、私がお伺いしたときに、月に4回はネリマフレンドの派遣が可能であるというお話だった。今の教育指導課長の説明もよくわかる。しかし、現実、適応指導教室にも行けない、学校にも行っていないお子さんであれば、やはりネリマフレンドの活用は、非常に大きいものがあるのではないか。

ネリマフレンドに働きかけてもらい、そこで関係性を持ち、そこから適応指導教室に、そして、少しずつ学校にというステップも踏めるのではないかと思う。利用率が低いようなので、もっと周知して、ぜひネリマフレンドをしっかりと活用していただきたい。

委員長

よろしいか。

ほかにご意見、ご質問あるか。教育相談の充実ということで、各委員から不登校やいじめに関連する発言をいただいたが、今日のところはそれでよろしいか。

資料要求もあつたら、お願いしたいと思うが、よろしいか。

天沼委員

引きこもりの子供たちに対して、ネリマフレンドという制度があるわけだが、子供が所属している学校の担任の先生、心のふれあい相談員、スクールカウンセラーといった方々は、こういう自宅に引きこもっている子供たちに対して、どのような働きかけをしているのか。今、ネリマフレンドの利用状況が非常に低いので、これを聞きたいと思う。

教育指導課長

まず、家庭への訪問については、担任が1人で行くのではなく、組織的に複数で家庭へ訪問している。特に、心のふれあい相談員とともに家庭に訪問し、子供の状況を確認している。家庭への訪問の際は、学校のお便り等を届けるだけではなく、学習が定着していなくて、学校に行きづらいということもあるので、学校での学習状況等も含めて各家庭に伝えているところである。

それと、ネリマフレンドについてであるが、周知については、区報や区のホームページに掲載しているところだが、実際の状況としては、予算に対する執行率は非常に高く、過去数年でいくと、100%から90%以上の予算の執行率である。予算が足りない場合については、こちらで調整しながら、ネリマフレンドを派遣している。

しかしながら、件数については、24年度8件、23年度8件で、両年度ともに10件未満と利用率は低い。ただ、申請されている家庭に関しては、ネリマフレンドを派遣し、非常に密にかかわりを持って、登校への足がかりをつけている。

保護者も、不登校児童・生徒について、非常に悩んでいるので、できるだけ周知をしていき、ネリマフレンドの活用を促していきたい。今後も働きかけを継続していきたいと考えている。

委員長

家庭を訪問することについて、教育指導課長からお話があつたが、総合教育センターの適応指導教室に関係する方が家庭を訪問することはあるか。

総合教育センター所長

今現在、家庭への訪問は行っていない。学校に復帰していただくことが主眼であり、学校との連携は密にとっている。通室できない子供には、さまざまな複雑な問題がある。

今現在、心理教育相談員から、電話連絡等を入れて、各ご家庭との連携を図っている。その中で、家庭を訪問すれば何とか連れ出すことはできるという状況があれば、私どもも工夫してまいりたいと考えている。

委員長

入室しても、通室しない子供も多いようである。電話で連絡しているということであり、連絡をとることはとても大事だと思う。今後一層、そのような活動を広げていっていただきたいと思った。よろしく願います。

ほかに、ご意見やご質問はあるか。よろしいか。

ただいま、各委員からさまざまなご意見をいただいた。本日の審議はここまでとして、教育相談の充実のテーマについては、次回以降も審議を継続したいと思う。事務局においては、本日の審議を踏まえて、必要な資料を準備し、次回以降、提出するようお願いする。

次に、保育サービスの充実のテーマについて審議する。このテーマについては、本日、初めて資料が提出されている。また、このテーマについては、報告の 番と 番に関連するので、あわせて行う。

それでは、資料の説明をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

委員のご意見、ご質問をお伺いする。

天沼委員

ご説明いただいた資料2についてだが、上の表と下のグラフを見て、3歳児以下の児童に入園希望者が多く、その年齢に待機児童が多くなっていることがわかった。下のグラフを見ると、保育所の定員と認可外保育施設の定員ともに増加していて、区の努力が認められるところだが、その一方で、待機児童数が22年度以降、ほぼ横ばい状態である。子供たちの数が、少子化からやや多産化傾向にあると想像できる。

したがって、0から3歳の定員がない施設、例えば私立幼稚園の中には、もしかすると、まだそのような3歳以下の子供たちの定員の見直しが図れるようなところもあるのではないかと思うし、小学校、中学校の空き教室などを改修して、保育室として活用するなど、既存施設を改めて見直すことも1つの方法だと思う。

さまざまな設置主体に働きかけるなど、スマート保育をはじめ、さまざまな事業を立ち上げているが、既存施設を見直し、0歳から3歳児の受け入れ先を確保することも、1つの手ではないかと思った。

この資料から、意見は以上である。

委員長

ほかの方、いかがか。

保育課長

待機児童が増える要因について話があったが、練馬区の未就学児童数は、ここ数年、あまり増えたり減ったりしていない。ほぼ一定の数である。そのような状況から、待機児童が増えているのは、女性の社会進出の拡大が主な要因と考えている。

また、既存施設や幼稚園の活用ということだが、既存の区有施設については、企画部を中心として、さまざま活用方法を考えており、保育園等の活用についても検討を進めている。

それから、幼稚園については、今回の待機児童解消加速化プランの2の(3)にある長時間預かり保育支援事業の中で、幼稚園を11時間以上にわたり開園するとしている。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかに、ご意見いかがか。

外松委員

まず、資料2についてである。これは21年度から25年度までの保育所の受入定数と待機児童数の推移を示しているが、この資料から、区として待機児童を少なくしようと、定員の枠を毎年500名程度増やしているが、待機児童数が毎年500名程度出てしまっている現状が、この数字からはっきりと見てとれる。待機児童数が毎年500名程度出ているが、定員の枠を毎年500名程度増やしている努力は、評価に値するのではないかと思った。

次に、資料13について伺いたいのだが、厚生労働省が平成29年度末までにかけて、待機児童解消加速化プランを打ち出して、練馬区も参画するわけだが、もう既にいくつも二重丸がついている。練馬区は厚生労働省が目指す保育事業を先行して実施していると思った。

それから、資料に国からの補助金を継続して受けられるとあるが、練馬区は国が事業を発表する前から取り組んでいる。このような取り組みに対して、すでに国から補助金を受けられていると解釈してよろしいか。

保育課長

この二重丸のうち、多くの事業は、国からの先取りプロジェクトである。今回、待機児童解消加速化プランとして示されたが、それ以前に試行的に国から示されたプランであり、国から補助金を受けて取り組んできている。私立保育所の建設については、そのような補助金をすでに使わせていただき、取り組んでいる。今回、このプランに手を挙げなければ補助金が切れてしまうことになる。

それから、定員を毎年500名程度確保してきたことについてご評価をいただいたが、

今年度については、来年4月に向けて、さらに努力して700人以上の定員枠の拡大を図ろうと取り組んでいるところである。

安藤委員

これまで、店舗の利用や、小さな場所でも保育をするなど、さまざまな工夫をして、定員の増加を図ってきたことをみて、大変努力をされているのはわかっていた。箱ものというか、スペースの確保に視点がいくが、人の確保は大丈夫なのかと思った。今回、資料13の(2)の保育士の確保に関する新事業が出ているが、これについて、簡単で結構なので、説明していただければと思う。

保育課長

認可外保育施設保育士資格取得事業だが、認可外保育施設は、保育士が10割ということではない。認可保育所は10割だが、認可外は10割以下の施設がある。そのような保育士資格を持っていない保育従事者が、保育士資格を取得するために、対応した養成施設等に通うための受講料や、そのような方が養成施設等に通っている間の代替職員を雇う雇用費を補助する制度である。

次に、保育士等処遇改善臨時特例事業だが、保育所運営費には、民間施設給与等改善費というものがあり、これを民改費と言っている。これは保育所に何年働いているかを調査し、就労年数によって、一定の率の上乗せがあるというものである。それに対する上乗せということで今回行われる。

外松委員

私も同じことを聞きたかったのでよかった。

委員長

ほかの方、いかがか。

安藤委員

少子化と言われる中で、保育士の将来があまり見えなくなり、保育士になってもという状況があったと思うが、このように人数が増えてきて、今は資格を取っていないが、やはり子供が好きで働いている方に、このような助成金や支援事業があるということは、大変よいことだと思う。

今、区内の認可保育所で、保育補助員という方がいると思う。また、名称はわからないが、半年ごとに保育園にお手伝いに行っている方がいると思う。そのような方々に対して、支援事業を利用して保育士を育てていくという声かけはされているのか。

保育課長

半年ごとに保育所に手伝いに来ている方は、臨時職員、アルバイトという雇用形態である。この方に対して、保育資格を取っていただく施策は、今のところない。国の施策についても、半年で雇用が切れる形態でない方への支援である。

こども家庭部長

保育補助員とは、非常勤職員である。保育所の職員であっても、1日8時間労働という原則がある。例えば早番の場合、7時半から保育を行い、遅番の場合、延長保育に対応することになるが、正規職員は、コアタイムの8時間しか勤務ができないことがある。勤務を少しスライドさせて、正規職員が必ず配置されるようになっているが、全員がいるわけではない。そのようなときに、早めに勤務していただき、正規職員が一定程度集まるまでの時間、数時間であるが、勤務していただいている。また、職員は5時15分が退庁時間だが、その後の延長保育の時間帯に勤務していただき、子供の対応していただくという非常勤制度がある。また、それ以外にも、さまざまな理由により正規職員が欠けることがある。その際に、臨時職員を任用している。その臨時職員については、ただいまご指摘のとおり、半年の任期となっている。

非常勤の職員については、さまざまな保育事情を踏まえて、条例を改正して、同種の民間企業の賃金と同じような賃金単価となるよう、他区の状況を踏まえて増額を図っている。いずれにしても、保育士の資格を取得する形態のものは、今のところ考えていないが、今後、そういうことも踏まえていかなければと思っている。

保育士の資格は取得していながらも、それが使われることなく、民間企業に従事したり、家庭にいたりということがあるので、東京都においても、保育士資格を有している方に対する掘り起こし事業や、大学に対して、児童学科等の保育士資格を持っている職員に対し、ぜひ東京都内の保育所にて勤務していただきたいと勧誘活動を積極的に行っているところである。

安藤委員

こども家庭部長からご説明があったとおり、そのような臨時職員の方々を後押しすることになると思う。臨時職員の方は、潜在的に保育ができる方なので、資格の有無ではなく、そういった方々を支援したり、後押ししたり、将来的には正規職員として受け入れる。そのような方向も考えていけたらと思っている。

こども家庭部長

練馬区においても、人員の適正化を図るところだが、極めて少数ではあるが、一定程度保育士の資格を持った福祉職の採用は継続している。先月においても、次年度の4月に向けた採用を行っている。

しかしながら、正規職員という観点になると、どうしても年齢制限や、一般職として任用しなければならない。区の保育園に勤める保育士だけでなく、民間の保育園に勤める保育士も、欠乏しているので、区として23区の統一ルールの中で任用するとともに、そのような私立保育所の人材の確保についても、このプランを使いながら考えていきたい。

保育課長

先ほどの認可外保育施設保育士資格取得支援事業の対象者であるが、常勤職員として

認可外保育施設に勤務しているという条件がある。ただし、常勤でなくても、1日6時間以上、月20日以上勤務している者は対象とすることができるので、必ずしも常勤に限らない。保育士資格を取っていただいて、常勤化することも可能だと思う。

委員長

ほかに、ご質問あるか。よろしいか。

天沼委員

待機児童解消加速化プランの(1)(3)は、もう既に区として取り組んでおり、(4)についても、今日提示されているほかの資料を見ると、資金面での補助が出されていて、(4)も先取りしようとしていると、私は受けとめた。今、ご質問が出ていた保育士確保というところで、保育科や児童学科を卒業して資格を持っていながら保育士として勤務していない方を掘り起こしたり、新卒の方にこのような募集があると働きかけたり、そのような取り組みも、あわせて行っていただきたい。そのような取り組みの中で、若い保育士が育っていくことになると思う。

実際は丸印がついてないところも区として考えている。(4)などは丸印がついていないが、今日の資料で取り組むということが打ち出されているので、19のうち10事業手を挙げたということだが、これは区が前倒して進めているのではないかと思った。待機児童解消加速化プランという名称だが、ほんとうにスピード感ある対策プランが提示されているので、ぜひこれは実現していただきたい。

認可の有無ということがあるが、認可を目指しているところに対しても支援をしていきながら、結果として認可を取りつけていくような考え方で進めていき、そのような候補を掘り起こして、場所や人を確保して進めていくことができれば、毎年500名程度待機児童が出る状況が少しずつ解消できると思う。スマート保育も待機児童解消加速化プランも非常に時宜を得たというか、適時なプランが提示されているので、ぜひ実現していただきたい。

委員長

外松委員、どうぞ。

外松委員

資料2の待機児童数の増え方を見ていて、来年度は一気に1,000名程度まで増加してしまうという意見を言おうかと考えていたのだが、先ほど保育課長が、次年度は700名程度の定員増という方向性を示してくださった。この待機児童解消加速化プラン、スマート保育、さまざまな制度を利用して、そのような青写真があり大変心強く思った。ぜひ来年度、プラス700名という目標を実現してもらいたい。

委員長

保育課長、どうぞ。

保育課長

先ほどの天沼委員から意見があった、保育士の確保についてである。養成施設等を出た保育士を保育所が確保する手段であるが、いわゆる就職説明会をイメージしていただくともよいと思うが、東京都が保育人材確保事業という取り組みを行っている。練馬区としても、練馬区の保育事業者にそのような場所への参加を呼びかけるなどしている。また、その説明会の会場に職員を派遣して、新卒者と保育事業者が結びつくような形をとっているところである。

天沼委員

わかった。

委員長

安藤委員、どうぞ。

安藤委員

戻ってしまって申しわけないのだが、先ほどの私の意見で誤解があったようなので訂正させていただく。非常勤で働いている方が、保育士になっていただいて、そのまま区の職員ということではなく、区の中で、広い意味で、保育園で働いていただけたらよいという意味で申し上げたので、その点について訂正させていただく。

委員長

大変時間も押しているので、保育サービスの充実に関する審議はここまでとしたいが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

保育サービスの充実のテーマについては、次回以降も審議を継続したいと思う。事務局においては、本日の審議を踏まえて必要な資料を準備し、次回以降、提出するようお願いしたいと思う。

(1) 教育長報告

平成25年第三回練馬区議会定例会提出議案について

平成24年度歳入歳出決算について

債権放棄の報告について

練馬区教育委員会非常勤職員の処分について

登下校時における児童・生徒の安全確保について

練馬区立少年自然の家の臨時休館について

平成26年度入学中学校選択制度の実施について

平成24年度練馬区立小中学校におけるいじめおよび不登校の状況について
適応指導教室入室者および教育相談室の不登校相談件数について
都営上石神井アパートの建替に伴う上石神井保育園改築工事のスケジュールの変更について
「待機児童解消加速化プラン」への参加について
練馬区小規模保育事業（スマート保育）の実施について
平成25年度「練馬子ども議会」の開催結果について
その他
その他

委員長

次に報告案件に進むが、時間がないので今日は報告を受けるのみで、質問等は次回にお聞きしたいと思う。ご協力をお願いしたいと思う。
それでは、教育長報告である。

教育長

委員長、4件はすでに報告しているが、今日は14件お願いする。

委員長

それでは、報告の 番についてお願いする。
教育総務課長、どうぞ。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、報告の 番についてお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、報告の 番についてお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、報告の 番についてお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、報告の 番についてお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、報告の 番についてお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、報告の 番についてお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、報告の 番についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、報告の 番についてお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

委員長

その他の報告はあるか。

それでは、報告案件については、次回ご質問等をお聞きすることにする。よろしくお願ひしたいと思う。

以上で第17回教育委員会定例会を終了する。